

名古屋市教育委員会定例会

平成 28 年 4 月 14 日

午後 3 時 00 分

教育委員会室

議 事

- 日程 1 教育長職務代理者の指名について
- 日程 2 承認第 1 号 教育委員会規則の改正に関する専決処分について
- 日程 3 第 1 号議案 平成 29 年度使用教科用図書採択基本方針について
- 日程 4 第 2 号議案 名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員の委嘱について
- 日程 5 第 3 号議案 名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

出席者

杉 崎 正 美 教育長

梶 田 知 委 員

福 谷 朋 子 委 員

小 栗 成 男 委 員

野 田 敦 敬 委 員

教育次長始め、事務局職員 26 名 ※傍聴者なし

(杉崎教育長)

それでは、ただ今から教育委員会の定例会を開催いたします。

私は 4 月 1 日付で教育長に就任いたしました杉崎正美です。新しい教育委員会制度に基づき、今回から本会議を主宰することとなりましたので、よろしく願いいたします。

初めての会議でございますので、会議に先立ちまして、少しご挨拶をさせていただければと思います。

私、今日、実は昼に富士中学校へ行ってまいりまして、スクールランチを、今シーズン今日からなものですから、試食をしてまいりました。なかなか美味しかったですけ

れども、スクールランチを食べに行っただけではなくて、校内をずっと校長先生と一緒に見させていただきまして、これは本当に良かったと思ったのは、ものすごくみんな挨拶をちゃんとしてくれて、みんな笑っていて笑顔で。教育長になって一番やっぱりやりたいのは、中学校や小学校や幼稚園や高等学校が笑顔であふれるような学校があるとよいなと思ひまして。全学校でそういう風になると良いなというのを今日思ひまして、そういうことに力をいれてまいりたいと思ひております。

もう一つ重要なのは、来年度に迫っております権限移譲の話でございまして、これは大変きちっと何事もなくというのは、これは至難の業でありまして、今年一年、かなり事務方は苦勞するのではないかとと思ひますが、来年度の4月に給与がきちっと適正に支払われることを最大の目標にして頑張っていきたいと思ひます。

4月から制度がこのように変わったものですから、より委員の皆様にも専門性を發揮していただけるように、私の今までの経験でいくと、全市的なことは色々と仕事をやってまいりましたので、教育だけではなく色々な議論が出来るように、事前に色々な所に見学に行ったりとか、色々な情報を市長部局の方から入手して、委員の皆様を提供し、幅広い視点でご議論していけるようにしていこうかなと思ひております。

いずれにしましても、今年一年きちっとやっていきたいと思ひていますので、委員の皆様にも特別なご協力とご支援をよろしくお願ひいたします。

それではまず、議事運営についてお諮りをいたします。議事日程第4 第2号議案「名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員の委嘱について」及び、日程第5 第3号議案「名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」の2件につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、非公開にて審議し、会議録につきましても、非公開としたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、議事日程第1「教育長職務代理者の指名について」につきまして、私より報告させていただきます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条第 2 項では、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと定められており、教育長に事故がある場合などに事務に支障をきたすことがないように、あらかじめ委員の中から職務代理者を指名することとしています。

この規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日付で梶田知委員を第一教育長職務代理者に、福谷朋子委員を第二教育長職務代理者として指名いたしましたので、ご報告いたします。よろしければ、お二人からご挨拶をいただければと存じます。

(梶田委員)

第一教育長職務代理者ご指名、本当にありがとうございます。あくまで、代理者でありますので、くれぐれも杉崎教育長におかれましては、交通事故、体調管理にご留意されまして、お一人で全うしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(福谷委員)

福谷でございます。前の教育委員会制度の時には、梶田前委員長のもと職務代理者を務めさせていただきまして、おかげさまで全く何らかのことが起こることもなく過ごさせていただきました。今後もそのような形でお願いしたいと思っておりますが、新しい教育委員会制度の中で、教育長職務代理ということで、以前より一層の重責を感じまして、身の引き締まる思いでございます。今後ともよろしくお願いいたします。

(杉崎教育長)

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは次に、議事日程第 2 承認第 1 号「教育委員会規則の改正に関する専決処分について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(五味澤総務課長)

日程第 2 承認第 1 号「教育委員会規則の改正に関する専決処分について」をご説明いたします。

この規則改正については、国の政令であります「子ども・子育て支援法施行令」の改正内容を踏まえる必要がありますが、当該政令が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されるという大変時間のないスケジュールとなりました。先ほど申し

上げましたとおり、この規則改正は当該政令の施行に合わせて施行する必要がある、本来教育委員会で審議いただくべき事案でございましたが、教育委員会を招集するいとまもなかったことから、平成 28 年 3 月 31 日、教育長が専決処分により決定したものです。

以下、規則改正の内容をご説明いたします。この規則改正は「名古屋市立学校の授業料等に関する条例」の一部改正に伴い、多子世帯及びひとり親世帯等への負担軽減の拡充について定めるものでございます。

拡充の内容といたしましては、市民税所得割額 77,100 円以下の世帯や市民税非課税世帯等について、小学校 3 年生までとされている多子計算にかかる年齢制限を撤廃するとともに、ひとり親世帯等について、市民税所得割額 77,100 円以下の世帯は第 1 子の授業料を減額、第 2 子以降の授業料を無償化いたします。施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日からでございます。よろしく願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

特にご意見もないようでございますので、承認第 1 号「教育委員会規則の改正に関する専決処分について」につきましては、承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、議事日程第 3 でございます。第 1 号議案「平成 29 年度使用教科用図書採択基本方針について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

(三浦指導室長)

それでは、第 1 号議案「平成 29 年度使用教科用図書採択基本方針について」お願いをいたします。

はじめに「平成 29 年度使用小学校・中学校及び特別支援学校用教科用図書採択方針について」でございます。本市の義務教育諸学校で使用する教科用図書は、「義務教育諸学

校の教科用図書の無償措置に関する法律」施行令第 14 条に基づきまして、毎年、8 月 31 日までに種目ごとに一種の教科用図書を教育委員会で採択することとなっております。

小学校・中学校用教科用図書につきましては、小学校は平成 26 年度に採択替えを行い、27 年度から実施しています。中学校は昨年度 27 年度に採択替えを行い、28 年度より実施しています。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」施行令第 15 条におきまして、採択替えを行った教科用図書を採択する期間は 4 年間と定められております。従いまして、来年度につきましては、小学校及び中学校につきましては、平成 28 年度使用教科用図書と同一のものを、そして、特別支援学校用教科用図書は、特別支援学校知的障害用教科用図書を、さらに特別支援学級及び特別支援学校において使用する「学校教育法」附則第 9 条の規定による教科用図書は、児童生徒の特性に応じて採択する。ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は、採択したものの中から選ぶものとする、という方針を考えております。

続きまして「平成 29 年度使用高等学校用教科用図書採択基本方針について」お願いいたします。義務教育で使用する教科用図書の採択とは異なり、高等学校の教科用図書の採択方法につきましては、法令上で具体的な定めはございません。

高等学校におきましては、学校によって課程及び学科の特性、さらには生徒の実態等が大きく異なっております。従いまして、それらの特性や実態に応じた適切な教科書を採択するために、議案 2 (1) にお示しさせていただきましたとおり、採択基本方針を考えております。よろしくご審議ください。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、これについてご意見、ご質問はありませんか。

(福谷委員)

質問よろしいでしょうか。1 の (4) の特別支援学級についてですが、但し書きの内容をもう少し噛み砕いて教えていただけますか。

(三浦指導室長)

これは、特別支援学級におきまして、例えば、特別支援学級にいるけれども、その学年で小学校用図書を使う場合、あるいは、特別支援学級の生徒が、下の学年の教科書を使用する場合等があります。そうした場合には、本市で採択した小学校、中学校の採択した教

科用図書のものを使うという意味でございます。

(福谷委員)

同一種目というのは、科目という理解でよろしいですか。

(三浦指導室長)

それで結構でございます。

(福谷委員)

ありがとうございます。

(杉崎教育長)

他にいかがでしょうか。

他にご意見もないようですので、第 1 号議案「平成 29 年度使用教科用図書採択基本方針について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第 4 及び日程第 5 は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により会議録は別途作成。

午後 3 時 40 分終了